

令和 7 年 1 2 月 定例会

議 案 説 明 資 料
予算に 関する 説明書

(令和 7 年度 1 2 月 補正予算等関係)

病 院 局

令和7年12月定例会議案説明資料目次

病院局

【予算関係】

議案番号	件名	課名等	頁
第 5 号	令和7年度鳥取県営病院事業会計補正予算（第2号）		
	1 補正予算説明資料	(総括表) 総務課	3
	2 予定キャッシュフロー計算書		6
	3 債務負担行為に関する調書		7
	4 予定貸借対照表		9

【予算関係以外】

(議案)

議案番号	件名	課名等	頁
第 7 号	鳥取県手数料徴収条例等の一部を改正する条例(鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部改正)	総務課	11

令和7年度鳥取県営病院事業会計補正予算説明資料総括表

病院局 (単位:千円)

区分	収入			支出		
	補正前の額	補正額	計	補正前の額	補正額	計
中央病院	収益的収支	21,939,406	0	21,939,406	23,502,368	0
	資本的収支	1,531,049	0	1,531,049	2,703,744	0
	計	23,470,455	0	23,470,455	26,206,112	0
厚生病院	収益的収支	9,586,976	10,000	9,596,976	9,820,942	10,000
	資本的収支	1,037,577	0	1,037,577	1,541,710	0
	計	10,624,553	10,000	10,634,553	11,362,652	10,000
病院統括管理費	収益的収支	0	0	0	103,406	0
	資本的収支	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	103,406	0
合計	収益的収支	31,526,382	10,000	31,536,382	33,426,716	10,000
	資本的収支	2,568,626	0	2,568,626	4,245,454	0
	計	34,095,008	10,000	34,105,008	37,672,170	10,000

【補正内容】

○厚生病院感染症臨床研究体制構築事業（10,000千円）

国の感染症臨床研究ネットワーク（iCROWN）事業に研究実施機関として参画し、臨床研究を実施できる体制を整備し、研修や訓練へ参加する。

厚 生 病 院

(単位 : 千円)

区 分		補正前の額	補正額	計	説 明
収 益 的 収 入	(1 款) 病院事業収益	9, 586, 976	10, 000	9, 596, 976	
	(2 項) 医業外収益	1, 000, 185	10, 000	1, 010, 185	(目の内訳) 補 助 金 10, 000 疾病予防事業費等補助金
入 及 び 支 出	(1 款) 病院事業費用	9, 820, 942	10, 000	9, 830, 942	
	(1 項) 医 業 費 用	9, 633, 242	10, 000	9, 643, 242	(目の内訳) 経 費 10, 000
差 引		△ 233, 966	0	△ 233, 966	

令和7年度鳥取県営病院事業会計補正予算説明資料

1 款 病院事業費用

1 項 医業費用

3 目 経費

病院局総務課(内線: 7885)

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)厚生病院感染症臨床研究体制構築事業	0	10,000	10,000	10,000				

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

国の感染症臨床研究ネットワーク(iCROWN)事業※に、厚生病院が研究実施機関として参画し、感染症に対する臨床研究体制を整える。

※厚生労働省の委託事業として、国立健康危機管理研究機構(JIHS)が実施。

2 主な事業内容

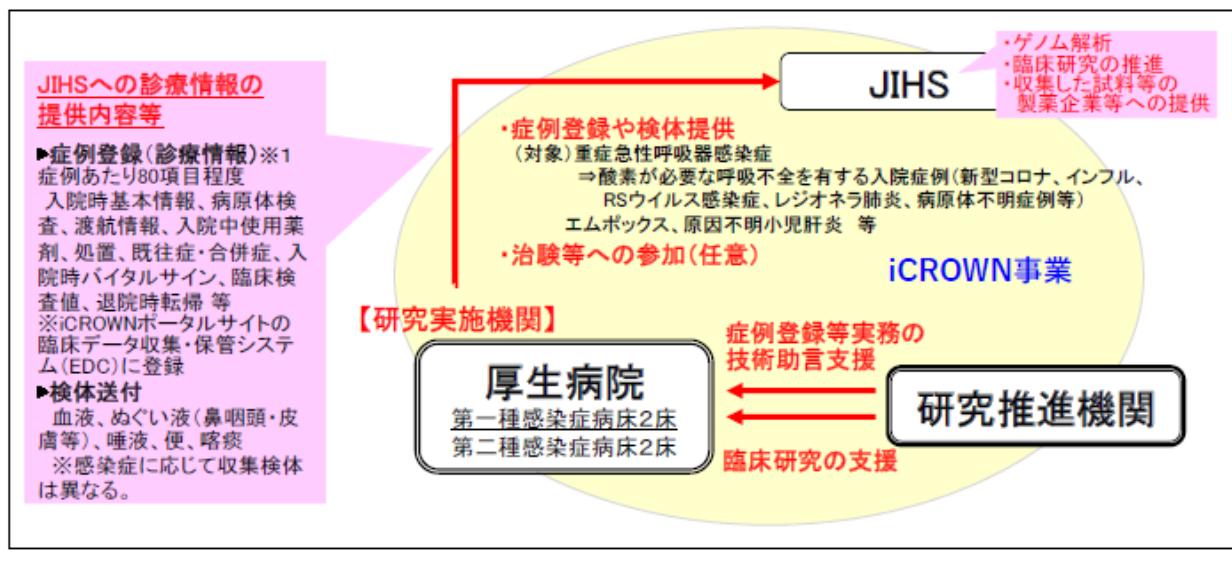
(1) 目的・効果

国は、次なる感染症危機発生時に備えて、多施設で感染症の臨床研究を実施できる体制を整えるため、全国を対象にiCROWN事業を推進している。

令和7年度から各都道府県に設置されている第一種感染症指定医療機関の参画が求められており、本県では第一種感染症指定医療機関の指定を受けている厚生病院が、研究実施機関として当該事業に参画し、症例登録を行ったり、JIHSや研究推進機関等と臨床研究体制の構築に向けた連携を図ったりするなど、必要な臨床研究体制を整える。

<iCROWN事業へ参加する意義>

- ・県内患者の臨床データの提供により、感染症(新興感染症含む)の病態解明、感染対策、診断・治療方法、創薬等に貢献。
- ・JIHSや全国の研究実施機関とのネットワーク、感染症に関する最新の知見の入手等を通じ、県内の感染症指定医療機関の診療や臨床研究体制を充実。



(2) 事業費 10,000 千円 (財源: 国 10/10 (疾病予防対策事業費等補助金))

令和7年度鳥取県営病院事業会計予定キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

区分	中央病院	厚生病院	病院統括管理費	計
1 業務活動によるキャッシュ・フロー				
当 年 度 純 利 益	△ 1,572,286	△ 256,831	△ 90,104	△ 1,919,221
減 價 償 却 費	1,910,897	553,615	0	2,464,512
固 定 資 産 除 却 費	29,309	12,203	0	41,512
退職給付引当金の増減額(△は減少)	412,415	236,871	0	649,286
賞与引当金の増減額(△は減少)	70,971	22,094	456	93,521
法定福利費引当金の増減額(△は減少)	17,333	5,156	93	22,582
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△ 421	0	0	△ 421
長 期 前 払 消 費 税 償 却	144,635	54,191	0	198,826
長 期 前 受 金 戻 入 額	△ 1,031,988	△ 281,602	0	△ 1,313,590
受 取 利 息	△ 4,601	△ 7,665	0	△ 12,266
支 払 利 息	115,511	67,340	0	182,851
有形固定資産売却損益(△は益)	0	0	0	0
未収金の増減額(△は増加)	△ 32,215	△ 200,925	0	△ 233,140
貯蔵品の増減額(△は増加)	△ 8,371	0	0	△ 8,371
前払費用の増減額(△は増加)	0	0	0	0
未払金の増減額(△は減少)	175,083	34,194	0	209,277
前受金の増減額(△は減少)	0	0	89,555	89,555
その他流動資産等増減額(△は増加)	0	0	0	0
その他流動負債等増減額(△は減少)	0	△ 26,280	0	△ 26,280
小 計	226,272	212,361	0	438,633
受 取 利 息 の 受 取 額	4,601	7,665	0	12,266
支 払 利 息 の 支 払 額	△ 115,511	△ 67,340	0	△ 182,851
有形固定資産売却の受取額	0	0	0	0
業務活動によるキャッシュ・フロー	115,362	152,686	0	268,048
2 投資活動によるキャッシュ・フロー				
固 定 資 産 の 取 得 に よ る 支 出	△ 1,015,806	△ 853,098	0	△ 1,868,904
固 定 資 産 の 売 却 に よ る 収 入	0	0	0	0
一般会計からの繰入金等による収入	826,990	250,974	0	1,077,964
長期性預金の預入れによる支出	0	0	0	0
補助金返還による支出	0	0	0	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 188,816	△ 602,124	0	△ 790,940
3 財務活動によるキャッシュ・フロー				
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	673,700	804,800	0	1,478,500
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支 出	△ 1,659,268	△ 643,779	0	△ 2,303,047
リース債務に係る支払額	△ 25,860	△ 2,851	0	△ 28,711
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,011,428	158,170	0	△ 853,258
資 金 増 加 額	△ 1,084,882	△ 291,268	0	△ 1,376,150
資 金 期 首 残 高	4,086,846	5,146,704	8,500	9,242,050
資 金 期 末 残 高	3,001,964	4,855,436	8,500	7,865,900

債務負担行為に関する調書

追加分

事 項	限度額	前年度末までの支払 義務発生（見込）額		当該年度以降の支 払義務発生予定額		左の財源内訳			備考
		期 間	金 額	期 間	金 額	企業債	補助金	医業収益	
中央病院給食補助業務委託	千円 17,901		千円	令和8年度から 令和10年度まで	千円 17,901	千円	千円	千円 17,901	
中央病院温水発生器保守点検業務委託	千円 3,102		千円	令和8年度から 令和10年度まで	千円 3,102	千円	千円	千円 3,102	
中央病院別館空調設備保全業務委託	千円 1,863		千円	令和8年度から 令和10年度まで	千円 1,863	千円	千円	千円 1,863	
中央病院地中熱利用融雪設備保守点検業務委託	千円 913		千円	令和8年度から 令和10年度まで	千円 913	千円	千円	千円 913	
中央病院脳アングオ装置保守点検業務委託	千円 67,650		千円	令和8年度から 令和12年度まで	千円 67,650	千円	千円	千円 67,650	
中央病院排水水質検査業務委託	千円 4,010		千円	令和8年度から 令和12年度まで	千円 4,010	千円	千円	千円 4,010	
中央病院医療用アイソレーション電源設備点検業務委託	千円 2,350		千円	令和8年度から 令和12年度まで	千円 2,350	千円	千円	千円 2,350	
中央病院磁気共鳴断層撮影装置（3テスラ）保守点検業務委託	千円 23,100		千円	令和8年度	千円 23,100	千円	千円	千円 23,100	
中央病院デジタルX線テレビ装置保守点検業務委託	千円 2,530		千円	令和8年度	千円 2,530	千円	千円	千円 2,530	
中央病院吸収式冷温水発生機保守点検業務委託	千円 5,247		千円	令和8年度から 令和10年度まで	千円 5,247	千円	千円	千円 5,247	
中央病院空冷モジュールチラー保守点検業務委託	千円 3,813		千円	令和8年度から 令和10年度まで	千円 3,813	千円	千円	千円 3,813	
中央病院マンモグラフィ装置保守点検業務委託	千円 8,860		千円	令和8年度から 令和12年度まで	千円 8,860	千円	千円	千円 8,860	
中央病院全身麻酔器保守点検業務委託	千円 1,830		千円	令和8年度から 令和12年度まで	千円 1,830	千円	千円	千円 1,830	
中央病院スペクトルCT保守点検業務委託	千円 128,621		千円	令和8年度から 令和13年度まで	千円 128,621	千円	千円	千円 128,621	
厚生病院昇降機保守点検業務委託	千円 28,095		千円	令和8年度から 令和9年度まで	千円 28,095	千円	千円	千円 28,095	
厚生病院消防設備保守点検業務委託	千円 23,605		千円	令和8年度から 令和10年度まで	千円 23,605	千円	千円	千円 23,605	
厚生病院電話交換設備保守点検業務委託	千円 3,057		千円	令和8年度から 令和10年度まで	千円 3,057	千円	千円	千円 3,057	
厚生病院高圧受電設備保完点検業務委託	千円 3,046		千円	令和8年度から 令和10年度まで	千円 3,046	千円	千円	千円 3,046	
厚生病院一般X線撮影装置保守点検業務委託	千円 2,376		千円	令和8年度から 令和10年度まで	千円 2,376	千円	千円	千円 2,376	

事 項	限度額	前年度末までの支払 義務発生（見込）額		当該年度以降の支 払義務発生予定額		左の財源内訳			備考
		期 間	金 額	期 間	金 額	企業債	補助金	医業収益	
厚生病院現金入金機賃借料	千円 9,966		千円	令和8年度から 令和12年度まで	千円 9,966	千円	千円	千円 9,966	
厚生病院感染症病床排水処理装置定期保守点検業務委託	千円 5,965		千円	令和8年度から 令和12年度まで	千円 5,965	千円	千円	千円 5,965	
厚生病院空冷氷蓄熱チラー保守点検業務委託	千円 4,510		千円	令和8年度から 令和12年度まで	千円 4,510	千円	千円	千円 4,510	
厚生病院一般撮影用F P D装置コンソール保守点検業務委託	千円 4,760		千円	令和8年度から 令和14年度まで	千円 4,760	千円	千円	千円 4,760	
厚生病院一般撮影用コンソールアドバンスマバイル保守点検業務委託	千円 3,780		千円	令和8年度から 令和14年度まで	千円 3,780	千円	千円	千円 3,780	
厚生病院ドライビングシミュレーター保守点検業務委託	千円 792		千円	令和8年度から 令和11年度まで	千円 792	千円	千円	千円 792	
厚生病院デュアルソースC T保守点検業務委託	千円 129,965		千円	令和8年度から 令和12年度まで	千円 129,965	千円	千円	千円 129,965	
厚生病院乳房用X線診断装置保守点検業務委託	千円 8,860		千円	令和8年度から 令和12年度まで	千円 8,860	千円	千円	千円 8,860	

令和7年度鳥取県営病院事業予定貸借対照表（当年度分）

(令 和 8 年 3 月 31 日)

資 産 の 部

(単位：千円)

区 分	金 額	内 訸		
		中 央 病 院	厚 生 病 院	病 院 統 括 管 理 費
1 固 定 資 産				
(1) 有 形 固 定 資 産				
イ 土 地	935,057	489,922	445,135	0
ロ 建 物	37,186,987	26,924,045	10,262,942	0
建物減価償却累計額	15,623,755	8,471,485	7,152,270	0
ハ 構 築 物	1,337,473	1,214,506	122,967	0
構築物減価償却累計額	718,576	605,353	113,223	0
二 器 械 備 品	14,826,455	10,086,743	4,739,712	0
器械備品減価償却累計額	10,379,479	7,336,625	3,042,854	0
ホ 車 輛	67,406	53,882	13,524	0
車両減価償却累計額	58,717	45,869	12,848	0
ヘ リ 一 ス 資 産	167,536	109,495	58,041	0
リース資産減価償却累計額	91,538	49,979	41,559	0
ト 建 設 仮 勘 定	53,083	0	53,083	0
チ そ の 他 有 形 固 定 資 産	350	350	0	0
そ の 他 有 形 固 定 資 産 減 価 償 却 累 計 額	333	333	0	0
有 形 固 定 資 産 合 計	17	27,701,949	22,369,299	5,332,650
(2) 無 形 固 定 資 産				
イ 電 話 加 入 権	4,466	1,122	3,344	0
ロ 水 道 施 設 利 用 権	102	0	102	0
ハ そ の 他 無 形 固 定 資 産	2,811	2,699	112	0
無 形 固 定 資 産 合 計	7,379	3,821	3,558	0
(3) 投 資				
イ 破 産 更 生 債 権 等	49,276	36,133	13,143	0
貸 倒 引 当 金	49,276	36,133	13,143	0
ロ 長 期 前 払 消 費 税	1,584,162	1,400,543	183,619	0
ハ そ の 他 投 資	1,500,000	1,500,000	0	0
投 資 合 計	3,084,162	2,900,543	183,619	0
固 定 資 産 合 計		30,793,490	25,273,663	5,519,827
2 流 動 資 産				
(1) 現 金 預 金	7,865,900	3,001,964	4,855,436	8,500
(2) 未 収 金	4,395,578	3,253,738	1,141,840	0
貸 倒 引 当 金	3,056	578	2,478	0
(3) 貯 藏 品	259,462	175,797	83,665	0
(4) 前 払 費 用	0	0	0	0
(5) 有 價 証 券	12,000	0	0	12,000
(6) そ の 他 流 動 資 産	2,678	2,678	0	0
流 動 資 産 合 計	12,532,562	6,433,599	6,078,463	20,500
資 産 合 計	43,326,052	31,707,262	11,598,290	20,500

負 債 の 部

(単位：千円)

区分	金額	内訳		
		中央病院	厚生病院	病院統括管理費
3 固定負債				
(1) 企業債	22,043,631	18,513,346	3,530,285	0
(2) リース債務	66,547	36,958	29,589	0
(3) 引当金	5,548,596	3,482,486	2,066,110	0
固定負債合計	27,658,774	22,032,790	5,625,984	0
4 流動負債				
(1) 企業債	2,285,346	1,649,127	636,219	0
(2) リース債務	34,480	27,423	7,057	0
(3) 未払金	1,562,690	1,001,958	553,232	7,500
(4) 前受金	84,155	0	0	84,155
(5) 引当金	1,002,455	666,490	330,016	5,949
(6) その他流動負債	82,509	66,114	3,395	13,000
流動負債合計	5,051,635	3,411,112	1,529,919	110,604
5 繰延収益				
(1) 長期前受金 イ受贈財産評価額	11,078	2,047	9,031	0
ロ補助金	2,496,072	1,556,760	939,312	0
ハ負担金	8,421,886	4,328,796	4,093,090	0
ニその他長期前受金	1,425	1,425	0	0
(2) 長期前受金収益化累計額 イ受贈財産評価額	6,328	5,872	456	0
ロ補助金	1,705,427	1,103,903	601,524	0
ハ負担金	7,946,710	4,283,471	3,663,239	0
ニその他長期前受金	443	443	0	0
繰延収益合計	9,658,908	1,271,553	495,339	776,214
負債合計		33,981,962	25,939,241	7,932,117
				110,604

資本の部

(単位：千円)

区分	金額	内訳		
		中央病院	厚生病院	病院統括管理費
6 資本金				
資本金合計	16,630,179	10,500,522	6,080,822	48,835
7 剰余金				
(1) 資本剰余金 イ受贈財産評価額	8,733	0	8,733	0
ロ補助金	0	0	0	0
ハ負担金	2,024	2,024	0	0
資本剰余金合計	10,757	2,024	8,733	0
(2) 欠損金 イ当年度未処理欠損金	7,296,846	4,734,525	2,423,382	138,939
ロ欠損金合計	7,296,846	4,734,525	2,423,382	138,939
△7,286,089	△4,732,501	△2,414,649	△ 138,939	
△9,344,090	5,768,021	3,666,173	△ 90,104	
△43,326,052	31,707,262	11,598,290	20,500	
資本合計				
負債資本合計				

条例名等	鳥取県手数料徴収条例等の一部を改正する条例 (鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部改正)																								
提出理由及び概要	<p>1 条例の改正理由</p> <p>(1) 鳥取県立厚生病院において、新たに無痛分べんを行うこと及び鳥取県立中央病院において、新たな先進医療を行うことに伴い、所要の改正を行う。</p> <p>(2) 鳥取県立中央病院において、受益と負担の公平の確保を図るため、特別入院施設料の額の見直しを行う。</p> <p>2 条例の概要</p> <p>(1) 次のとおり新たに使用料を徴収する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">区分</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">分べん料</td> <td style="padding: 5px;">無痛分べん加算</td> <td style="padding: 5px;">1回につき 90,000円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">生殖補助医療料</td> <td style="padding: 5px;">ヒアルロン酸を用いた 生理学的精子選択術</td> <td style="padding: 5px;">1回につき 24,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding: 5px;">膜構造を用いた生理学 的精子選択術</td> <td style="padding: 5px;">1回につき 27,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 鳥取県立中央病院の特別入院施設料について、使用料の額を次のとおり引き上げる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">区分</th> <th colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">金額(1床1日につき)</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">改正後</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">現行</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">丙</td> <td style="padding: 5px;">非課税とされる助産に係る資産の譲渡等に係るもの</td> <td style="padding: 5px;">6,000円</td> <td style="padding: 5px;">5,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding: 5px;">非課税とされる助産に係る資産の譲渡等以外の資産の譲渡等に係るもの</td> <td style="padding: 5px;">6,600円</td> <td style="padding: 5px;">5,500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 施行期日等</p> <p>ア 施行期日は、公布の日とする(1)の生殖補助医療料に関する事項を除き、令和8年4月1日とする。</p> <p>イ 所要の経過措置を講ずる。</p>	区分	金額	分べん料	無痛分べん加算	1回につき 90,000円	生殖補助医療料	ヒアルロン酸を用いた 生理学的精子選択術	1回につき 24,000円		膜構造を用いた生理学 的精子選択術	1回につき 27,000円	区分	金額(1床1日につき)		改正後	現行	丙	非課税とされる助産に係る資産の譲渡等に係るもの	6,000円	5,000円		非課税とされる助産に係る資産の譲渡等以外の資産の譲渡等に係るもの	6,600円	5,500円
区分	金額																								
分べん料	無痛分べん加算	1回につき 90,000円																							
生殖補助医療料	ヒアルロン酸を用いた 生理学的精子選択術	1回につき 24,000円																							
	膜構造を用いた生理学 的精子選択術	1回につき 27,000円																							
区分	金額(1床1日につき)																								
	改正後	現行																							
丙	非課税とされる助産に係る資産の譲渡等に係るもの	6,000円	5,000円																						
	非課税とされる助産に係る資産の譲渡等以外の資産の譲渡等に係るもの	6,600円	5,500円																						

鳥取県手数料徴収条例等の一部を改正する条例

(鳥取県手数料徴収条例の一部改正)

第1条 鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

略

(鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 鳥取県営企業の設置等に関する条例（昭和41年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

略

(鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 鳥取県営病院事業の設置等に関する条例（昭和39年鳥取県条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																				
別表第1 (第5条関係) 1・2 略 3 生殖補助医療料	別表第1 (第5条関係) 1・2 略 3 生殖補助医療料																																				
<table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>金額</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>妊娠性温存療法</td><td>胚・精子・未受精卵子凍結保存の更新</td></tr><tr><td></td><td>1件につき 1年ごとに 13,200円</td></tr><tr><td>ヒアルロン酸を用いた生理学的精子選択術</td><td>1回につき 24,000円</td></tr><tr><td>膜構造を用いた生理学的精子選択術</td><td>1回につき 27,000円</td></tr></tbody></table>	区分	金額	略		妊娠性温存療法	胚・精子・未受精卵子凍結保存の更新		1件につき 1年ごとに 13,200円	ヒアルロン酸を用いた生理学的精子選択術	1回につき 24,000円	膜構造を用いた生理学的精子選択術	1回につき 27,000円	<table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>金額</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>妊娠性温存療法</td><td>胚・精子・未受精卵子凍結保存の更新</td></tr><tr><td></td><td>1件につき 1年ごとに 13,200円</td></tr></tbody></table>	区分	金額	略		妊娠性温存療法	胚・精子・未受精卵子凍結保存の更新		1件につき 1年ごとに 13,200円																
区分	金額																																				
略																																					
妊娠性温存療法	胚・精子・未受精卵子凍結保存の更新																																				
	1件につき 1年ごとに 13,200円																																				
ヒアルロン酸を用いた生理学的精子選択術	1回につき 24,000円																																				
膜構造を用いた生理学的精子選択術	1回につき 27,000円																																				
区分	金額																																				
略																																					
妊娠性温存療法	胚・精子・未受精卵子凍結保存の更新																																				
	1件につき 1年ごとに 13,200円																																				
4・5 略 6 特別入院施設料	4・5 略 6 特別入院施設料																																				
<table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th colspan="2">金額（1床1日につき）</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td>非課税とされる助産に係る資産の譲渡等に係るもの</td><td>非課税とされる助産に係る資産の譲渡等以外の資産の譲渡等に係るもの</td></tr><tr><td>鳥取県立 中央病院</td><td>個室</td><td>略</td></tr><tr><td></td><td>丙</td><td>6,000円</td></tr><tr><td></td><td></td><td>6,600円</td></tr><tr><td>略</td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	区分	金額（1床1日につき）			非課税とされる助産に係る資産の譲渡等に係るもの	非課税とされる助産に係る資産の譲渡等以外の資産の譲渡等に係るもの	鳥取県立 中央病院	個室	略		丙	6,000円			6,600円	略			<table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th colspan="2">金額（1床1日につき）</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td>非課税とされる助産に係る資産の譲渡等に係るもの</td><td>非課税とされる助産に係る資産の譲渡等以外の資産の譲渡等に係るもの</td></tr><tr><td>鳥取県立 中央病院</td><td>個室</td><td>略</td></tr><tr><td></td><td>丙</td><td>5,000円</td></tr><tr><td></td><td></td><td>5,500円</td></tr><tr><td>略</td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	区分	金額（1床1日につき）			非課税とされる助産に係る資産の譲渡等に係るもの	非課税とされる助産に係る資産の譲渡等以外の資産の譲渡等に係るもの	鳥取県立 中央病院	個室	略		丙	5,000円			5,500円	略		
区分	金額（1床1日につき）																																				
	非課税とされる助産に係る資産の譲渡等に係るもの	非課税とされる助産に係る資産の譲渡等以外の資産の譲渡等に係るもの																																			
鳥取県立 中央病院	個室	略																																			
	丙	6,000円																																			
		6,600円																																			
略																																					
区分	金額（1床1日につき）																																				
	非課税とされる助産に係る資産の譲渡等に係るもの	非課税とされる助産に係る資産の譲渡等以外の資産の譲渡等に係るもの																																			
鳥取県立 中央病院	個室	略																																			
	丙	5,000円																																			
		5,500円																																			
略																																					
7~11 略 備考 1 略 2 <u>無痛分娩の場合における分娩料の額は、2の表により算定した分娩1回の金額に9万円を加算した額とする。</u> 3 略	7~11 略 備考 1 略 2 略 3 略																																				

4 略
5 略
6 略

3 略
4 略
5 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第3条中鳥取県営病院事業の設置等に関する条例別表第1の3の表の改正規定 公布の日

(2) 略

(経過措置)

2 略

3 略

4 施行日前に鳥取県立中央病院の施設の使用を開始し、施行日以後引き続き使用する場合の特別入院施設料は、第3条の規定による改正後の鳥取県営病院事業の設置等に関する条例別表第1の6の表の規定にかかわらず、なお従前の例による。